

岩手県警察術科に関する訓令

(昭和63年3月2日警察本部訓令第1号)

〔沿革〕平成9年3月警察本部訓令第7号、13年4月第13号、14年3月第5号改正、20年3月第8号、21年1月第1号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察術科に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察術科に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、岩手県警察における術科の推進に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「術科」とは、柔道、剣道、逮捕術、けん銃操法、救急法及び体育の各種目をいう。

(術科訓練の励行)

第3条 職員は、常に術科の訓練を反復し、技能及び体力の向上に努めるものとする。

(推進責任者)

第4条 警察本部に術科訓練推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置き、警務部人財育成課長をもつて充てる。

(推進責任者の任務)

第5条 推進責任者は、この訓令の総合的な運用を図り、訓練を計画的に推進しなければならない。

(訓練責任者)

第6条 所属に術科訓練責任者(以下「訓練責任者」という。)を置く。

2 訓練責任者は、警察本部の所属においては次長、副所長又は副隊長、学校においては副校長(総務担当)、署においては副署長又は次長をもつて充てる。

(訓練責任者の任務)

第7条 訓練責任者は、この訓令の適切な運用を図るため、訓練計画を定め実戦的な訓練を実施しなければならない。

(師範及び指導官)

第8条 警察本部又は学校に柔道、剣道及び逮捕術の各師範(以下「師範」という。)並びにけん銃操法、救急法及び体育の各指導官(以下「指導官」という。)を置くものとする。

(師範及び指導官の任命)

第9条 前条の師範及び指導官は、別表に掲げる資格を有する者のうちから本部長が任命する。

2 前項の師範及び指導官の担当種目は、兼ねて命ずることができる。

(師範及び指導官の任務)

第10条 師範及び指導官は、推進責任者の指揮を受け、担当種目に関する調査、研究、企画、立案及び実技の指導に当たるものとする。

(術科顧問)

第11条 本部長は、柔道、剣道又は逮捕術に秀でた者で、かつ、職員の柔道、剣道又は逮捕術の指導教養に特に功績があつた者を岩手県警察術科顧問にそれぞれ委嘱することができる。

(首席師範代)

第12条 警察本部の部、学校及び署に術科全般を統括する首席師範代を置く。

(首席師範代の任命)

第12条の2 前条の首席師範代は、別表に掲げる資格を有する者のうちから本部長が任命する。

(首席師範代の任務)

第12条の3 首席師範代は、推進責任者及び訓練責任者の指揮を受け、術科全般に関する調査、研究、企画、立案、実技の指導及び修得状況の検証に当たるものとする。

(師範代等)

第13条 警察本部の部、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、学校及び署に柔道、剣道及び逮捕術の各師範代並びにけん銃操法、救急法及び体育の各指導員(以下「師範代等」という。)を置く。

(師範代等の任命)

第13条の2 前条の師範代等は、別表に掲げる資格を有する者のうちから、所属長の推薦により本部長が任命する。

(師範代等の任務)

第13条の3 師範代等は、訓練責任者及び首席師範代の指揮を受け、担当種目の実技指導に当たるものとする。

(担当種目の兼任)

第14条 師範代の担当種目は、兼ねて命ずることができる。

(術科部)

第15条 術科訓練を効果的に推進するため、警察本部の部、学校及び署に次の術科部を置くものとする。ただし、特別の事情がある場合は、その一部を置かないことができる。

- (1) 柔道部
- (2) 剣道部
- (3) 逮捕術部
- (4) 体育部

2 警察官は、前項第1号から第3号までに規定する術科部のいずれかに属するものとする。ただし、訓練責任者の承認を得た者は、この限りではない。

(術科訓練の実施)

第16条 訓練責任者は、次の術科訓練を実施するものとする。

- (1) 機会訓練
- (2) 招集日等における訓練
- (3) 寒げいこ及び暑中げいこ
- (4) 隣接署等との合同訓練
- (5) 部外大会参加等による訓練

(術科大会)

第17条 術科技能の向上を図るため、毎年1回柔道、剣道、逮捕術、けん銃操法及び体育の種目別に県下大会を開催するものとする。

(特別訓練部)

第18条 術科の特別訓練を実施するため、警察本部に次の特別訓練部を置く。

- (1) 柔道部
- (2) 剣道部
- (3) 逮捕術部
- (4) けん銃部
- (5) 駅伝部

2 前項の特別訓練部の部員は、本部長が指名し、推進責任者がその運営に当たるものとする。

第19条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月19日警察本部訓令第13号）
この訓令は、平成13年4月19日から施行する。

附 則（平成14年3月20日警察本部訓令第5号抄）
1 この訓令は、平成14年3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成20年3月12日警察本部訓令第8号）
この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年1月27日警察本部訓令第 号）
この訓令は、平成21年1月27日から施行する。

別表（第9条及び第12条関係）

区分	名称	資 格 要 件
師 範	柔道師範	柔道7段以上の段位を有し、優れた指導力のある職員その他本部長が認めた職員
	剣道師範	剣道7段以上の段位を有し、優れた指導力のある職員その他本部長が認めた職員
	逮捕術師範	逮捕術上級及び柔道6段又は剣道6段以上の段位を有し、優れた指導力のある職員その他本部長が認めた職員
指 導 官	けん銃操 法指導官	けん銃操法上級を有し、優れた指導力のある職員
	救急法指導官	救急法上級を有し、優れた指導力のある職員
	体育指導官	体育に関する研修を受け、優れた指導力のある職員
首 席 師 範 代	首席師範代	逮捕術上級及び柔道3段又は剣道3段以上の段位を有し、優れた指導力のある職員その他本部長が認めた職員
師 範 代	柔道師範代	柔道3段以上の段位を有し、実技指導に優れた職員
	剣道師範代	剣道3段以上の段位を有し、実技指導に優れた職員
	逮捕術師範代	逮捕術上級及び柔道2段又は剣道2段以上の段位を有し、実技指導に優れた職員
指 導 員	けん銃操 法指導員	けん銃操法上級を有し、指導力のある警察官
	救急法指導員	救急法上級を有し、指導力のある職員
	体育指導員	体育の実技指導に優れた職員